

「新型コロナウイルス感染防止のための学生行動指針」

1. 感染防止のための行動指針

- ・学びの継続のため、「感染しない、感染させない」ことを基本に、感染症予防に努める。
- ・「新しい生活様式（5月4日新型コロナウイルス感染症専門家会議提言）」（別添①実践例）」を実践・徹底する。
- ・「感染リスクが高まる『5つの場面』（10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）（別添②）」を回避する。
- ・3密環境となるアルバイト（カラオケ店や飲酒に係る接客業務）は可能な限り控える。
- ・不要不急の外出や会合等への参加については、感染防止に十分に配慮し、各自の判断・責任で行動する。

【日常生活での感染防止対策の実施について】

- ・外出・会合（飲食を含む）等を行う際は、目的地の感染状況を確認するとともに、目的地の自治体の感染防止ガイドライン等に従い行動し、更に自らも感染防止対策を徹底する。
- ・毎日、「健康観察チェック表」を利用して体温の測定・記録を行い、体調チェックを必ず行う。
- ・自己の行動を記録（把握）する。

【感染予防対策の徹底】

- ・新型コロナウイルスの感染者が拡大している現況においては、誰にでも起こり得ることと捉え、マスク（不織布）の着用、手洗い、手指消毒等の基本的な感染予防に努める。

【都道府県をまたいだ移動に伴う留意事項】

- ・「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令されている地域への往來を自粛する（対象地域を通過しただけであれば除外）。
- ・やむを得ず「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令されている地域への移動を行った際には、特に「1.感染防止のための基本指針」を徹底するとともに、必ず帰県時に抗原検査（自治体が設置する最寄りの抗原検査センター）若しくはPCR検査（大学にて準備）を行う。

【就職活動に関する留意事項】

- ・「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令されている地域での就職活動は感染状況を踏まえ慎重に検討し、企業等とリモートでの実施を可能な限り調整す

る。

- ・就職活動において、やむを得ず「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令されている地域へ移動した際は、帰県時に抗原検査（自治体が設置する最寄りの抗原検査センター）若しくはPCR検査（大学にて準備）を行う。
- ・進路開発センターが管理・運営する「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令されている地域に所在する企業・団体等による学内企業説明会、学内入社試験などについては、その必要性を十分に検証し、リモートでの実施が難しい場合のみ、感染対策を講じた上で実施する。県内企業についても慎重に検討し、実施する場合は感染対策及び健康チェックを万全に行ったうえで実施する。
- ・「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令されている地域へ移動を行う際は、特に「1.感染防止のための基本指針」を徹底する。

【海外渡航について】

- ・外務省ホームページにおいて、感染症危険レベル2以上の国・地域への渡航（私事渡航含む）は、原則、中止する。

【大学構内への入構について】

- ・「2. 大学や医療機関へ相談する目安と行動」の症状に当てはまる場合は、大学に入構せず、必ず、大学（連絡先：教務・学生支援担当／保健室 097-524-2706）に電話連絡する。
- ・23時以降の構内への立ち入りを禁止する。また、大学での用事が終了した後は速やかに退構する（止むを得ない事情がある場合は、危機対策本部事務局（大学総務・経理担当 097-524-2700）に相談する。）。
- ・手洗い、手指消毒は、教室に入るとき、飲食前後、トイレの後、共用のものに触れたときなどに必ず行う。

【大学内でのマスク着用について】

- ・屋内では、必ずマスク（不織布）を着用する。
- ・屋外では、人との距離（2m以上）を確保できる場合は、マスク着用は不要。ただし、会話を行う場合は、マスク（不織布）を着用する。

【その他】

- ・課外活動（部活動やサークル活動）では、部長・指導者の指示に従う。特に、部室や更衣室でのマスクなしの会話は絶対に避ける。
- ・食堂利用時は黙食とし、食事前後に、テーブルに設置しているアルコール除菌を徹底する。
- ・スクールバス利用時には、乗車中の会話は控える。

2. 大学や医療機関へ相談する目安と行動

- ・以下のいずれかの症状に該当する場合は、無理をせず通学は控え、速やかに医療機関を受診し、その結果を大学（連絡先：教務・学生支援担当／保健室 097-524-2706）へ電話連絡する。受診すべき医療機関がわからない場合は、受診相談センター（097-506-2755）に相談する。
- ・医療機関に必ず受診可能かを本人が電話連絡した上で受診することを前提とする。
〔受診の目安〕
 - ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
 - ②重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。
（※）心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。
 - ③上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

3. 新型コロナワクチン接種の副反応による発熱等の症状がある場合

- ・新型コロナワクチンの接種日以降に副反応による発熱等の症状があり、通学が難しい場合は、無理をせず通学は控え、大学（教務・学生支援担当）に連絡をする。

4. 感染が判明または疑いがある場合

感染が判明または疑いがある場合は、必ず、大学（教務・学生支援担当）に電話連絡する。

(1) 学生本人が感染した場合

- ・大学（教務・学生支援担当）及び所管保健所に電話連絡をする。
- ・厚生労働省が定める宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たすまでは通学停止期間とする。

(2) 学生本人が濃厚接触者と特定された場合

- ・大学（教務・学生支援担当）へ電話連絡する。
- ・厚生労働省が定める自宅待機期間は通学停止期間とし、自宅待機する。

〔該当例〕

- ・感染力があると言われている発症の2日程度前から手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切であった場合）で感染者と15分以上の接触があった場合。

例：・一緒に食事、休憩室でお茶、喫煙室で会話

・寮などで、感染者と同室で生活をしている。

・換気の悪い場所で感染者と長時間の接触（1時間以上の車同乗など）があった。

(3)濃厚接触者ではないが、注意深い健康観察が必要と思われる場合

- ・体調不良でない場合は、通学可であるが、必ず大学（教務・学生支援担当）へ電話連絡する。

〔該当例〕

- ・感染者からの物理的な距離が近い方（部屋が同一、座席が近いなど）
- ・物理的な距離が離れていても、接触頻度が高い方
- ・寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている方
- ・換気が不十分、3つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分な環境で感染者と接触した方

5. 家族や兄弟等の同居者が新型コロナウイルスの感染疑いや濃厚接触者となった場合

- ・家族や兄弟等の同居者が新型コロナウイルスの感染疑いや濃厚接触者となった場合は、必ず大学（教務・学生支援担当）に連絡する。
- ・同居者の学校の同クラスや、同居者の職場で接触する可能性の高い部門等で陽性者が確認された場合、同居者が濃厚接触者でないことが確認されるまで、通学は控え、必ず大学（教務・学生支援担当）に連絡する。

なお、濃厚接触者でないことが確認されるまで、一定期間を要する場合、学生が自らPCR検査若しくは抗原検査を実施し、陰性であることが確認できた場合は大学（教務・学生支援担当）へ連絡のうえ、通学可とする。

【本件に関する相談窓口】

○教務・学生支援担当 097-524-2706

以上

※本行動指針の策定及び更新履歴

2020/04/02 策定、2020/06/24 更新、2020/07/21 更新、2020/08/6 更新

2020/11/5 更新、2020/12/11 更新、2021/1/14 更新、2021/2/18 更新

2021/4/9 更新、2021/4/28 更新、2021/5/10 更新、2021/6/10 更新

2021/8/18 更新、2021/10/13 更新、2022/1/12 更新、2022/1/25 更新

2022/2/7 更新、2022/2/21 更新、2022/6/14 更新

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

